

# 4. 医療費適正化基本方針案の概要

## 【改革工程表における記載】

＜⑥地域医療構想と統合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が平成27年度中に標準的な算定方式を示す（都道府県別の医療費の差の半減を目指す）＞

- ・ 国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差の「見える化」を実施
- ・ その上で、医療費適正化指標及び目標を検討し、設定
- ・ 医療費目標について、入院医療費については、地域医療構想が実現した場合の医療費の算定式、外来医療費については、医療費適正化目標が達成された場合の効果を織り込んだ医療費の算定式を設定
- ・ 2015年度内に医療費適正化基本方針を告示

# 医療費適正化計画について

- 根拠法 : 高齢者の医療の確保に関する法律  
作成主体 : 国、都道府県  
計画期間 : 5年（第1期：平成20～24年度、第2期：平成25～29年度）  
記載事項 : ①医療費の見込み（医療費目標）  
②医療費適正化のための取組（可能はものは数値目標を設定）  
※現在は、特定健診・保健指導実施率、平均在院日数の短縮目標を設定



○昨年の医療保険制度改正において以下の見直し

- ①都道府県が設定する医療費の見込みについて**病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた医療費目標**とする
- ②**都道府県の取組内容の見直し（後発医薬品の使用促進等を追加）**
- ③上記を反映させた第3期計画（平成30年度～35年度）を都道府県が策定。  
**早期に計画を策定した都道府県は平成29年度から前倒し実施**

○国は、都道府県が平成29年度から計画を前倒し実施することが可能となるよう、**基本方針（大臣告示）**を策定

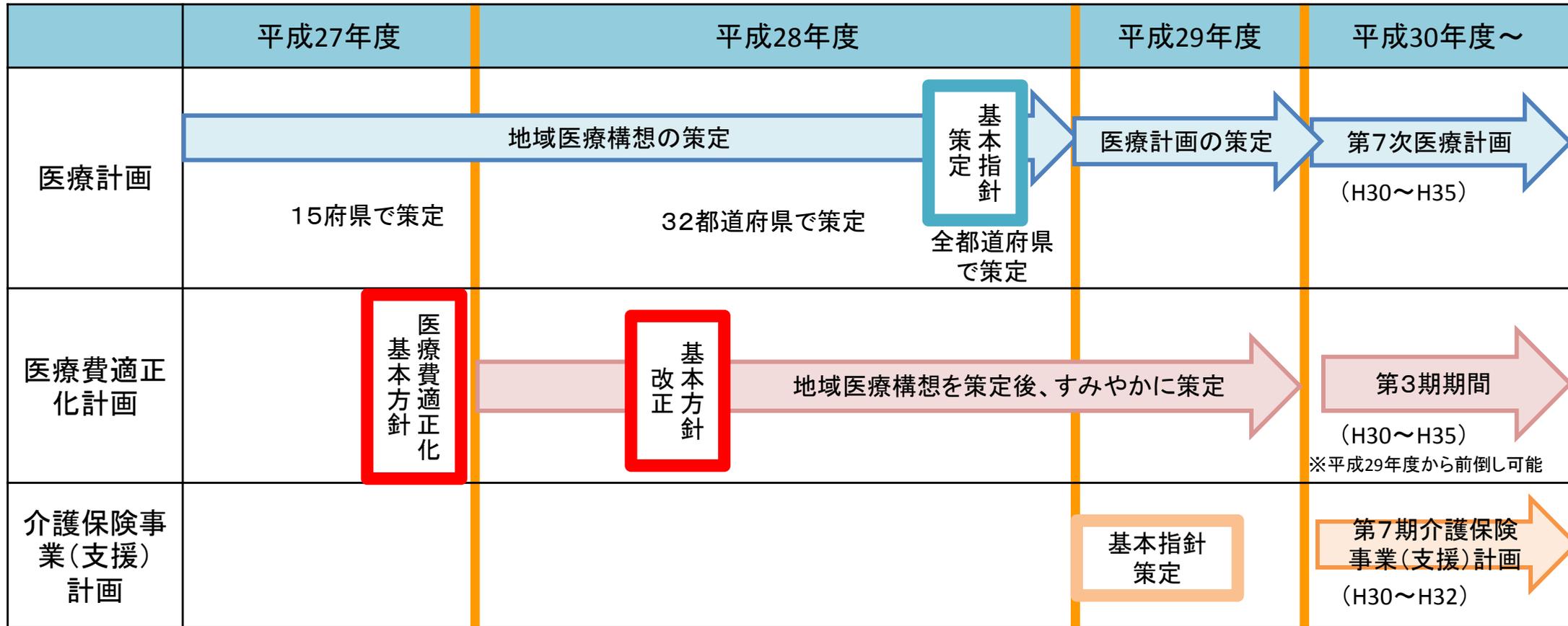
<基本方針の主な内容>

- ①都道府県が**医療費目標を推計するための算定式**（外来医療費・入院医療費）
- ②都道府県が推進する**医療費適正化の取組**（可能なものは数値目標化）

# 地域医療構想と医療費適正化計画（スケジュール）

## 地域医療構想の策定状況

- 地域医療構想については、平成27年度中の策定予定が15府県、平成28年度半ばまでに策定予定が39都道府県、平成28年度中に全都道府県が策定予定。（平成28年1月18日現在）



- このため、国においては、**本年度末までに、医療費適正化基本方針(大臣告示)を策定**するが、入院医療費の算定式については、今後策定されてくる地域医療構想の内容も踏まえ、本年夏頃を目途に基本方針の一部改正を行い、反映する。
- また、外来医療費については4月以降もさらなるデータ分析を行い、本年夏頃の基本方針の一部改正時に医療費適正化の取組内容を充実させる。

# 今年度末に策定する医療費適正化基本方針のポイント

## 医療費の適正化の取組

### 【外来医療費】

○都道府県の医療費目標(平成35年度)は、過去のトレンド等を踏まえた平成35年度の医療費から、医療費適正化の取組の効果を反映した医療費目標とする。効果の反映は2段階で行う。

#### <第1段階>

○都道府県に、平成35年度に向け、①**特定健診・保健指導実施率**の全国目標の達成、②**後発医薬品の使用割合**の全国目標の達成に向けた取組を推進してもらう。これらの全国目標が達成された場合の医療費の縮減額を反映  
 特定健診実施率目標：70%以上、特定保健指導実施率目標：45%以上  
 後発医薬品の使用割合の目標：80%以上

#### <第2段階>

○その上で、なお残る一人当たり医療費の地域差について、都道府県において、保険者等とも連携しつつ、以下のような取組を推進し、**地域差の縮減を目指す**。  
 ※国は、日本健康会議の取組等を通じて、都道府県・保険者の取組を支援。

- ・民間事業者も活用したデータヘルスの推進
  - ・ヘルスケアポイントの実施等健康づくりへのインセンティブ対策の強化
  - ・糖尿病重症化予防の推進
  - ・栄養指導等のフレイル対策の推進
  - ・予防接種の普及啓発
  - ・重複投薬の是正等
- このほか、都道府県の独自の取組  
 今後のデータ分析の結果も踏まえ、  
 内容の充実があり得る

### 【入院医療費】

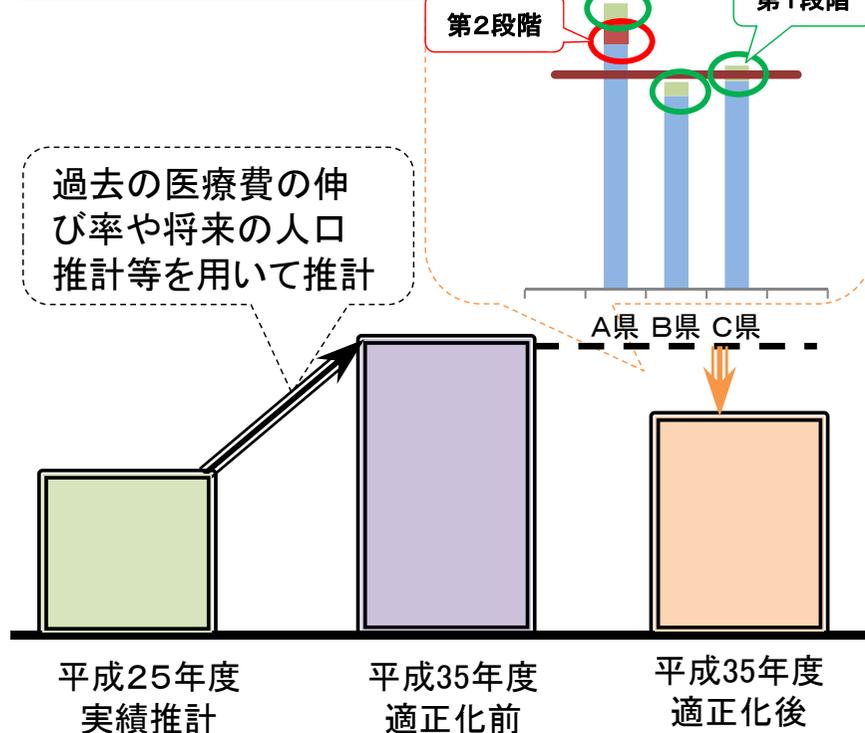
○入院医療費については、病床機能の分化及び連携の推進の成果等を踏まえる。

※**今年度末には上記の内容を告示**し、医療費目標の算定式は本年夏頃に告示。

## 地域差の「見える化」(今年度末に都道府県に提供)

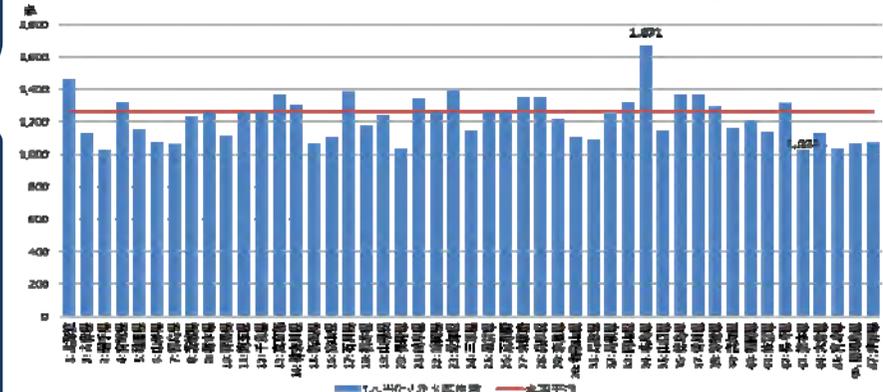
○国において、NDB(ナショナル・データ・ベース)を用いた分析を行い、  
 ・各都道府県の**疾病別医療費**の地域差(最大54疾病)  
 ・**後発医薬品の使用促進**の地域差  
 ・**重複・多剤投薬**の地域差など、「**地域差の見える化**」を行う。  
 ○その結果について、都道府県の分析作業の参考としていただくため、**データセットとしてまとめ、都道府県に提供**していく。

## <外来医療費の目標>



## <地域差の「見える化」>

(糖尿病、75歳以上)一人当たり外来医療費



# 5. 保険者インセンティブの「指標」

## 【改革工程表における記載】

- < ⑭保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計 >
- < (i) 2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立 >
  - 保険者の医療費適正化への取組を促すための指標（後発医薬品の使用割合、重症化予防の取組、重複投薬等）を検討し、2015年度中に決定
- < (iii) 健康保険組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化 >
  - 保険者の医療費適正化への取組を促すための指標（後発医薬品の使用割合、重症化予防の取組、重複投薬等）を検討し、2015年度中に決定

# 保険者に対する予防・健康づくり等のインセンティブの見直しについて

○ これまでの検討会での指摘や日本再興戦略等を踏まえ、本年の医療保険制度改革関連法において、国保の保険者努力支援制度が創設されたこともあり、保険者種別それぞれの特性に応じた新たなインセンティブ制度に見直すこととした。

〈現行(～平成29年度)〉

保険者種別	健康保険組合 ・共済組合	協会けんぽ	国保(市町村)	国保組合	後期高齢者医療 広域連合
手法	後期高齢者支援金の加算・減算制度				なし
指標	特定健診・保健指導の実施率				

〈見直し後(平成30年度～)〉

保険者種別	健康保険組合 ・共済組合	協会けんぽ	国保(都道府県 ・市町村)	国保組合	後期高齢者医療 広域連合
手法	後期高齢者支援金の 加算・減算制度の見直し	各支部の取組等を 都道府県単位保険料 率に反映	保険者努力支援制度を 創設	各国保組合の取組等を 特別調整補助金に反映	各広域連合の取組等 を特別調整交付金に 反映
指標	保険者種別共通の項目を設定 (各項目の具体的な基準や、保険者種別の特性を踏まえて追加する項目は保険者種別毎に設定)				

○ なお、指標の設定に当たっては、以下の附帯決議に留意する必要がある。

◎持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院厚生労働委員会

一、国民健康保険について

5 保険者努力支援制度の実施に当たっては、保険者の努力が報われ、医療費適正化に向けた取組等が推進されるよう、綿密なデータ収集に基づく適正かつ客観的な指標の策定に取り組むこと。

# 今後の保険者における予防・健康づくり等の取組の推進に当たって共通的に評価する指標

- 保険者による健診・保健指導等に関する検討会（座長：多田羅浩三日本公衆衛生協会会長）において、今後、保険者が種別に関わりなく共通的に取り組むべき指標について検討し、以下のとおり、本年1月にとりまとめた。
- 今後、この取りまとめを踏まえ、保険者種別毎の具体的な制度設計等を検討していく。

## ア 予防・健康づくりに係る指標

### 【指標①】特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

- 具体例) 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、健診未受診者・保健指導未利用者対策

### 【指標②】特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況

- 具体例) がん検診や歯科健診などの健（検）診の実施、健診結果等に基づく受診勧奨や精密検査の必要な者に対する働きかけ、歯科のリスク保有者への保健指導等の取組の実施状況

### 【指標③】糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況

- 具体例) 糖尿病等の治療中断者への働きかけや、治療中の加入者に対して医療機関等と連携して重症化を予防するための保健指導等を実施する取組

### 【指標④】広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況

- 具体例) ICT等を活用して本人に分かりやすく健診結果の情報提供を行うことや、ヘルスケアポイント等による予防・健康づくりへのインセンティブ付与の取組のうち、実効性のあるもの

## イ 医療の効率的な提供への働きかけに係る指標

### 【指標⑤】加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況

- 具体例) 地域のかかりつけ医師、薬剤師等との連携の下、重複頻回受診者、重複服薬・多剤投与と思われる者への訪問指導の実施や、訪問による残薬確認・指導等の取組

### 【指標⑥】後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況

- 具体例) 後発医薬品差額通知の実施や後発医薬品の希望カードの配付など、実施により加入者の後発医薬品の使用を定着・習慣化させ、その後の後発医薬品の継続使用に資するもの

## 6. 個人へのインセンティブ措置ガイドライン

### 【改革工程表における記載】

＜⑮ヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与による健康づくりや適切な受診行動等の更なる促進＞

- ヘルスケアポイントの付与や保険料への支援になる仕組み等の実施に係るガイドラインを2015度中に策定

# 個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブの強化について

- 予防・健康づくりに取り組む加入者に対してヘルスケアポイントを付与し、健康グッズ等と交換できるようにするなど、インセンティブを提供する取組については、既に一部の健保組合や市町村で、保健事業として実施されている。
- このような、保険者が加入者に対して予防・健康づくりのインセンティブを提供する取組は重要であり、今般の医療保険制度改革でも、保険者の努力義務として位置付けている(平成28年4月施行予定)。

(参考)個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブに関する該当条文

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号) (抄)

健康保険法の一部改正

傍線部分は今回改正により追加した箇所

第五十条 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導(以下この項及び第五十四条の二において「特定健康診査等」という。)を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であつて、健康教育、健康相談及び健康診査並びに**健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及びその被扶養者**(以下この条において「被保険者等」という。)の**自助努力についての支援**その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、共済各法等の保健事業の規定においても同様に追加

- また、具体的な検討に当たっては、国会においてなされた以下の附帯決議に留意する必要がある。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄)

(平成27年5月26日 参議院厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

四、医療費適正化計画及び予防・健康づくりについて

2 保健事業において保険者が実施する予防・健康づくりのインセンティブの強化に当たっては、**保険者に対し好事例の周知に積極的に取り組むとともに、必要な医療を受けるべき者が受診を抑制し、重症化することがないように、インセンティブ付与の在り方について十分検討すること。**

- 実施主体である保険者等を含めたワーキンググループにおいて、平成27年度中に、保健事業で実施する場合の具体的なガイドラインを厚生労働省において策定する。

# 個人への予防インセンティブワーキンググループについて

## ○開催の趣旨

平成27年の医療保険制度改革において、保険者が行う保健事業として、個人への予防インセンティブを提供する取組が法的に明記される等、保健事業に係る規定の改正がされたところ。

保険者がインセンティブ事業を実施するに当たってのガイドラインの策定に資する検討を行うため、「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」の下に、「個人への予防インセンティブ検討ワーキンググループ」を開催する。

## ○構成員(敬称略、50音順)

有澤 賢二	日本薬剤師会 常務理事	高崎 尚樹	株式会社 ルネサンス 取締役常務執行役員
井伊 久美子	日本看護協会 専務理事	中村 俊介	健康保険組合連合会 保健部長
稲垣 仁	国民健康保険中央会 保健事業部長	羽鳥 裕	日本医師会 常任理事
小倉 芳意智	岐阜県後期高齢者医療広域連合 給付課長	平野 美由紀	愛知県飛島村 民生部保健福祉課長
小澤 時男	全国健康保険協会 企画部長	深井 穫博	日本歯科医師会 常務理事
河合 雅司	株式会社 産経新聞社 論説委員	古井 祐司	東京大学政策ビジョン研究センター 特任助教
久野 譜也	筑波大学大学院 人間総合科学研究科 教授	細川 與司勝	新潟県見附市 市民福祉部長(兼健康福祉課長)
小林 司	日本労働組合総連合会 総合政策局生活福祉局次長		

## ○開催経緯

平成27年9月に第1回検討会を開催し、以降、28年2月までに、5回開催。

※ 平成27年度中にガイドラインを策定し、上記検討会に報告予定。